明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○国際受刑者移送法の一部を改正する法律（二九）　二

〔省　令〕

○国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令（法務二一）　二

○戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（同二二）　三

〔告　示〕

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（金融庁五五）　四

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同五六）　四

○預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件（同五七）　四

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（同五八）　四

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（金融庁・法務三）　四

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二〇七）　四

○日本国に帰化を許可する件（同二〇八）　四

○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（財務一五八）　五

○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（同一五九）　五

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件（同七〇〇）　五

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件（同七〇一）　五

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令第二条の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件（同七〇二）　五

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令第三条第一号の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の数量当たりの価額を定める件（同七〇三）　六

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（同七〇四）　六

○保安林の指定をする件（同七〇五、七〇六）　六

○保安林の指定を解除する件（同七〇七）　六

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一〇七）　六

○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（国土交通四八九）　七

○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（同四九〇）　七

○紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件（同四九一）　七

○富山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件（同四九二）　八

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（同四九三～四九五）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八一～八四）　八

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更した件（関東地方整備局二四九）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

新潟県　広島県　福岡県　堺市　広島市　九

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十二年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　九

平成二十二年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　一〇

平成二十二年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止関係　一三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。